



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

大阪西労働基準監督署発表  
令和6年11月27日

大阪西労働基準監督署  
電話 06-7713-2021

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ～クレーンの運転について一定の合図を行わせなかった疑い～

令和6年11月27日、大阪西労働基準監督署（署長 本多正道）は、誠工株式会社及び同社製造部主任を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

### 1 被疑者

(1) 誠工株式会社（以下「被疑会社」という。）

本店所在地：兵庫県神戸市兵庫区大開通

作業所：大阪府大阪市大正区南恩加島

事業内容：溶接, 組立業務等

(2) 同社製造部主任A（以下「被疑者A」という。）

### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

クレーン等安全規則第25条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

### 3 事件の概要

被疑者Aは、大阪府大阪市大正区南恩加島の被疑会社作業所において、鋼材の組立作業を指揮し安全を管理する管理責任者であるが、同人はクレーンを用いて作業を行わせるにあたり、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならないのに、これを行わせなかった疑い。

### 4 参考事項

(1) 令和6年6月17日、大阪府大阪市大正区南恩加島の被疑会社作業所において、クレーンの作業中に倒れてきた鋼材に挟まれて労働者Bが死亡するという労働災害が発生している。

- (2) クレーン等安全規則では、クレーンの運転者に単独で作業を行わせるときを除き、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならないと定められている。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

## 労働安全衛生法

### 第二十条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

### 第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二～四（略）

### 第百二十二条（両罰）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## クレーン等安全規則

### 第二十五条（運転の合図）

- 1 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。
- 2～3（略）